

乙訓 地方自治研究会(乙研) 乙訓を知る第1回例会

日時 2008年6月20日(金) 午後6時30～開会

場所 長岡京市中央公民館 2階 講座室にて

お話 森川明弁護士

全国的にも「まれ」と云われる今回の訴訟。府を小さな自治体が訴えた。心情的にも拍手喝采という人もいるし、無謀だという人もいる。この「基本水量訴訟」の弁護団長をつとめておられる森川明弁護士から訴訟の経過と内容を詳しくお話いただく。



水道問題で、京都府のやり方に不満を持つのは京都南部の自治体でも数多いという根底には、これまでの公共事業を地方自治体に借金までさせて押しつけてきた政府の責任、京都府の責任が見え隠れする。三位一体の改革で矛盾が一気に表面化したのか。地方財政の危機、住民のくらしの困難が広がっている現在、大山崎町の判断は。京都府はいったいなにをしてきたのか。

森川先生のお話をいただき、質問や意見交換を通じて、乙訓2市1町の地方自治のあり方、現在の矛盾を明らかにしたい。そして乙訓でいったい何がおこっているのか、これからの展望を探りたい。ぜひ、お誘い合わせのうえご参加下さい。

乙訓地域にいったいなにがおこっているのか
何で大山崎町は、京都府を訴えたのか！

乙訓 地方自治研究会は、当面2つのとりくみを進めていきます。

「地域を知る」例会は、世話人メンバーが、乙訓を知るために聞いてみたい、教えてもらいたいと思うことを持ち寄り2～3ヶ月に一度、公開で行う勉強会です。今回は、ホットな内容で、乙訓の水をめぐる京都府を訴えた大山崎町の訴訟を取り上げ、森川弁護士から話を聞くことにしました。向日市でも、長岡京市でも、この問題は地域の課題となっているからです。

もう一つのとりくみとして、乙訓2市1町の財政分析をできるだけ初歩的に進めようということ、次の世話人会でどのように進めるか考えます。(山村京都自治体問題研究所副理事長から最近の決算カードからの資料説明があります)

6月の世話人会は 6月11日(水)午後6時から 大山崎町職書記室 です。
世話人の方、よろしくご出席ください。

三 解説 今回の請求の趣旨

京都府知事が原告(大山崎町)に対して、平成19年12月27日付で行った、京都府営水道の水道用水供給に関する平成19年度の基本水量決定処分と、平成20年4月24日付で行った、京都府営水道の水道用水供給に関する平成20年度の基本水量決定処分を取り消す。」というものです。

争いの原因は

原告(大山崎町)の水道会計は、府営水道導入と同時に赤字に転じ、現在累積赤字は金7億円を超え、原告水道事業会計は破綻状況にある。その原因は、必要受水量を遥かに超える府営水の過大な負担にあることは、住民の誰もが認めるところとなっている。

京都府に払わなければならない供給料金は、京都府営水道の供給料金等に関する条例第3条に規定され、供給料金は月額とし、その額は、別表に掲げる受水者の区分に応じ、基本料金の額、従量料金の額及び超過料金の額の合計額とする。」とされ、別表によれば、基本料金は「基本水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき92円を乗じて得た額」とされている。基本水量は原告が被告に対して支払う供給料金の算出にあたってきわめて重要な要素である。



この基本水量の決定については、京都府営水道の供給料金等に関する条例第2条第2項および第3項に規定されている。水道用水の供給を受けようとする市町は、毎年、年間(毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう)における1日あたりの最大の受水量を定めて、府の水道事業の管理者の権限を行う知事に申し込まなければならない。」(第2条1項)、知事は、前項の申し込みを受けたときは、当該市町と協議の上、年間における1日あたりの最大の給水量(以下「基本水量」という)を決定し、通知する。」(第2条2項)



上記条例に従い、2007年(平成19年)2月27日、大山崎町長は知事に対し、平成19年度の1日あたりの最大受水量を3407立方メートルと定めて被告知事に申し込んだ。京都府は、上記申し込みに対してその正式な受け取りを拒絶すると回答し、原告との協議も拒否した状態のまま、同年12月27日、一方的に同年度の大山崎町の基本水量を7300立方メートルとする旨決定し、原告町長に通知した。

このことが争いの原因である。

導入時からの懸念に府と町はどのように対応したのか

2000年に京都府営水道を導入したときにも、住民負担が増大しないように当時から府への要望が行われていたが、京都府はこうした要望を無視してきたのも問われている。

乙訓地域における府営水道をめぐる歴史的経過

1978年(昭和53年)、突如日吉ダム計画が動き出した。その計画の中で、1981年(昭和56年)、原告は、2000年(昭和75年)には、人口が2万2000人と想定し、工業用水の需要が伸びることを前提にされていた。そのため、原告の水需要を、工業用水を含め1日1万2000立方メートルとする計画が立てられてしまった。1万2000立方メートルの内訳は、上水用5600立方メートル、工業用水6400立方メートルである。

実際には、飲み水にしか使われていないが、府からの請求は1万2000立方メートルが続いているのである。